

ニセコ町

建築ガイドライン

を策定しました

ニセコ町として、景観や雪処理に関するもののほか、脱炭素化（省エネルギー・再生エネルギー）、給排水、環境保全など建築などをする際に配慮・検討してほしいことをまとめました。

ニセコ町建築ガイドライン

～ 良好な景観と環境形成のための開発・建築計画に向けて ～

2024 年（令和 6 年）4 月

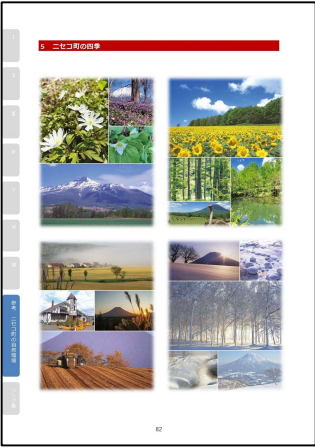
ニセコ町

↓↓↓↓↓↓ ダウンロードはこちらから ↓↓↓↓↓↓



<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/10848/49989/guidelines.pdf>

目 次	
I. ガイドラインについて	2
1 はじめに	2
2 ガイドラインの目的	2
3 ガイドラインの構成	2
4 ガイドラインの適用範囲	5
(1) 対象地域	5
(2) 対象区分	6
II. 景観	10
1 概要	10
2 景観の分類	10
3 景観の景観方針	11
(1) 目標	11
(2) 景観分野	12
4 配慮事項	14
(1) ニセコ町は景観の共通事項	14
(2) 市街地景観	18
(3) 山麓景観	28
(4) 丘陵地景観	34
(5) 農山・林業景観	40
(6) 自然景観	46
5 条例に基づく景観対策	52
III. 雪処理	56
1 概要	56
2 配慮事項	57
3 条例に基づく景観対策	60
IV. 省エネルギー・再生エネルギー	62
1 概要	62
2 配慮事項	62
V. 給排水	66
1 概要	66
2 配慮事項	66
VI. 環境保全	70
1 概要	70
2 配慮事項	70



規模・用途に関わらず町内で建設する全ての住宅・建築物等の計画・設計にあたって、ニセコ町の目指すまちづくりの方針や様々な配慮事項等を取りまとめたガイドラインを策定しました。

ニセコ町は、東に羊蹄山、北のニセコアンヌプリ及び南の昆布岳に囲まれた丘陵地に、清流尻別川をはじめとした無数の沢が流れ込んでいます。この豊かな自然環境や生活環境、農村景観など貴重な地域資源を将来にわたって維持していくために、まちづくりの憲法である「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例、景観条例、地下水保全条例、再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例等の各種条例を定めています。

建築や開発事業の計画・設計、工事、維持管理にあたっては、本ガイドラインを参考に、各種条例・計画等で求められている事項・考え方等を十分に配慮して進めてください。

